平成二十年度決算 議決

一、本件決算は、これを是認する。

一、内閣に対し、次のとおり警告する。

内 閣 は 適切な措置を講じ、 その結果を本院に報告すべきである。

1

平成二十年度決算検査報告において、

なっていることや、 不当事項等の指摘件数も過去二番目に多い七百八件に上っていることなど、 不適正

指摘金額が二千三百六十四億五千万円と二年連続で過去最悪と

経理や無駄遣い等の指摘が後を絶たないことは、遺憾である。

政 が府は、 歳出全般にわたって無駄の排除を厳しく求められている中、 本院の度重なる警告等にもかか

わらず不適正な公費支出が繰り返されている事態を重く受け止め、 予算執行の適正化に向けた抜本的な

再発防止策を講ずるべきである。

2 国等から多額の公費が支出されている公益法人について、 内部留保率が三十パー セントを超える法人

が国費等交付先法人全体の三分の一程度に達していること、 所管府省OBが多数天下り、 かつOBの在

籍 人数が多い法人ほど所管府省からの支出額が多くなる傾向があることなど、様々な問題が指摘されて

いることは、看過できない。

管 府省〇 政 府 ば、 Bが在籍する公益法人への支出については、 公益法人に対する国等からの公費支出について、 特に透明性の確保に努め、 その必要性を絶えず検証するとともに、 その妥当性に関 U て説 所

明責任を十分果たすべきである。

3 など、 員 札 人事等についても、 独 の件数割合が四割以上となっているほ 立行政法人の締結する契約について、 実質的 な競争性が確保されにくい状況となっていることが指摘されるとともに、 国家公務員OBが役員に多数天下りしており、 か、 随意契約が依然として半分程度を占め、 落札率が九十九パー セント以上の契約が過半となってい また、 関連法人と不透明な契約関 競争契約での 業務運営及び役 者応

係にある法人も見受けられるなど、 様々な問題が明らかになったことは、遺憾である。

契約の競争性の確保及び役員人事を始めとする適正な業務運営を徹底させるべきである。

運営費交付金等の多額の財政支出がなされていることにかんがみ、

政

が府は、

独立行政法人に対して、

4 消防庁が、 平成二十一年九月に高度救命処置シミュレーターを大量調達した契約は、 般 競争の体裁

を 取りながら、 仕 様、 入札参加条件、 予定価格等の決定及び審査等において、 透明性や公平性を欠いて

しし た た 上、 販売者の複数応札があった入札も実態は同一製造者からの調達であるなど、 契約の競争性向上

や予算節減 に対する配慮を著しく怠っており、 国民の多大な不信を招い たことは、 遺 を憾であ

政 府 は、 予算の効率的 使用を徹底するため、 調達に 係る審査方法及び審査基準を一 層 明 確化するなど

平成二十年度決算検査報告におい て 内閣府を始めとする一府四省 の物品購 入等に当たり不適正な経

5

て手続の透明性等の向上を図り、

契約の

競争性が実質的に確保されるよう努めるべきであ

理 処理が行われ、 さらに、 農林水産省及び国土交通省所管 I の 国 庫 補 助 事業に係る事 務費等に関 しても、

会計 検査が行われた地方自治体のすべてにおいて、 虚偽の 書類を作成するなどして需用費等が支払われ

てい た事態が明らかになったことは、 極めて遺憾である。

方自治体に対しても、 政 が府は、 全府省を対象に会計法令等の遵守を徹底するなどして内部統制機能を確保するとともに、 国庫 .補助事業に係る経理の適正化に向けて指導・助言を積極的に行い、 公金の使 地

用に対する国民の信頼回復に努めるべきである。

6 独立行政法人高龄 ・障害者雇用支援機構は、 決算検査報告において平成十八年度から三年連続で委託

費等に関して不当事項として指摘され、 また、 同機構が二十一年度に発注した地方委託事業に関して、

委託先の十二道県の雇用開発協会等において契約に違反する経費や飲食費に支出する等の不適切な経理

処理が明らかになったことは、極めて遺憾である。

政 府 は 同 |機構 の 業務運営の 適正化 に 向けて、 役員人事 の刷新や、 これまで実施されてきた業務委託

の妥当性 の 検証に取り組むとともに、二十三年度以降、 同 機 構が自ら担うこととした現行の 地 方委託事

業について、円滑かつ効率的な実施を徹底させるべきである。

7 航空自 衛隊が発注したオフィス家具等の調達に関. して、 航空自衛隊第一 補給処の職員が口 В の天下り

先であるメー カー に対し、 それぞれの受注目標を事前に設定するなど、平成十七年度から二十年度まで

の 四 [年間に結んだ三百十一件の契約において、 官製談合が行われていたことは、 極めて 遺 憾である。

政 府は、 平成十六年度決算に関する本院の警告において、 防衛施設庁の官製談合を指摘されたにもか

かわらず、 再び官製談合が引き起こされた事態を重く受け止め、 再発防止に万全を期すべきである。

8 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構は、 主たる事務所を東京都に置くことが法律で定められて

61 るにもかかわらず、 本部の実質的機能を他県へ移転し、 そのため独立行政法人通則法におい て毎年度

大臣の承認を受けることとされている財務諸表も、 平成十九年度以降承認されていない不正常な状況が

継続していることは、看過できない。

徹底すべきである。

政府は、同機構に対し、法令違反の疑義ある状態を早急に是正し、業務の効率化を図るよう、指導を

平成20年度決算審查措置要求決議

内閣は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

1 国が公益法人に発注している調査研究事業の見直しについて

各府省所管公益法人を契約相手方とする国発注の調査研究事業は、平成19年度の1年間で3,498件、1,260億円に上っている。しかし、これらの事業に関しては、随意契約が件数割合で72.6%と大部分を占め、競争契約でも一者応札の件数割合が58.3%に達するなど、競争性が確保されているとは言い難い状況にあること、再委託が行われている契約の件数割合が全体の13.4%あり、その中には再委託率が50%を上回っているものも見受けられること、成果物を公表している調査研究の件数割合が39.9%で、このうちインターネットによる公表は14.3%にとどまっていることなど、多くの課題が本委員会の検査要請に基づく会計検査報告において指摘されている。

政府は、調査研究事業を所管公益法人に発注する必要性について、個別に再点検すべきである。また、今後継続して所管公益法人に調査研究事業を発注する場合においては、契約の競争性及び透明性の更なる向上を図るとともに、当該調査研究事業の成果が広く国民に公表されるよう努めるべきである。

2 独立行政法人等における法定外福利厚生費の適正化について

独立行政法人における法定外福利厚生費の支出について、総務省の調査によれば、平成13年度から21年度までの9年間で、計742億円に上っている。国におけるレクリエーション経費の見直しを契機として、独立行政法人においても法定外支出を廃止する見直しが行われている状況の下で、職員の会費により運営されるべき互助組織に対する費用、昼食代の食券交付や現金給付等の給食費補助事業等、様々な法定外支出が依然として継続されている実態が明らかとなった。また、政府関係機関においても、法定外福利厚生費に関して、同様の支出が確認されている。

政府は、独立行政法人及び政府関係機関の法定外福利厚生費について、その実態

把握に努めるとともに、事業の公共性等にかんがみ、社会一般の通念に適合しない 互助組織費用等への支出を廃止するなど、その見直しに向けて早急に措置を講じさ せるべきである。

3 在外公館における会計経理等の見直しについて

本委員会の要請に基づき、会計検査院が検査を行った大使館や総領事館など51の在外公館においては、そのうち土地、建物等が長期間利用されていないものや用途を廃止したが未処分のままとなっているものが、11公館で16件簿価22億5,630万円に上ること、ワイン等酒類の在庫が平成21年度末に計5万3,167本あり、そのうち経済協力開発機構代表部では年間消費量の30倍に当たる7,896本のワインを保有する一方で、オーストラリア大使館など4公館では酒類の品質が劣化したとして20・21両年度の2年間で計1,044本の酒類を廃棄処分していること、15公館に多額の経費で購入又はリースしている危機管理用テレビ会議システムが、この2年間に危機管理目的での使用実績はなく、それ以外でもほとんど使用されていないことなど、不適切な事態が指摘されている。

政府は、すべての在外公館において適切な会計経理が行われているか詳細に点検し、その実態把握に努めるべきである。また、在外公館において内部統制が十分機能するよう努めるとともに、不要な国有財産の早期処分や酒類の在庫管理等が適切かつ効率的に行われるよう、会計事務の体制を早急に見直すべきである。

4 公共事業における需要予測の改善について

国土交通省は、空港の新設や拡張等に関する需要予測を公益法人等に委託するなどして行っている。しかし、国内線の乗降客数に関する需要予測との対照が可能な68空港について、直近の需要予測と20年度の利用実績を比較すると、実績が予測を上回ったのは9空港にとどまり、残り59空港は実績が予測を下回っている。また、過去に委託した需要予測と利用実績に大きな乖離がみられたにもかかわらず、繰り返し同じ委託先に発注していた事態も見受けられた。そのほか、総務省の行政評価・監視結果においても、道路や港湾等の整備事業に関する需要予測について、適切でない数値等を使用して実施していたり、早期の見直しを怠っていたりするなどの事例が指摘されている。

政府は、公共事業には多額の国費が費やされることを踏まえ、これまで行われてきた公共事業における需要予測の実態を検証して総括するとともに、調査手法や委託先の選定を見直すなどして、需要予測の精度向上及び透明性の確保に努めるべきである。

5 会計検査院の懲戒処分要求への対応について

会計検査院は、国が21億8,000万円の和解金を支払うこととなった防衛省沖縄防衛局締結の地質調査等に係る業務委託契約において、必要な支出負担行為を行わないまま受託会社に追加業務を実施させる等、会計法令違反の重大な過失があったとして、平成21年12月、57年振りとなる懲戒処分要求を防衛省に対して行ったが、本件に関する政府の一連の対応は、大きな問題を残したと指摘せざるを得ない。

政府は、会計検査院法第31条等に規定される懲戒処分要求が行われた場合、爾後、 指摘内容を真摯に受け止め、適切な措置を講ずるべきである。